



平成 26 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 東 洋 ゴ ム 工 業 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 信 木 明  
(コード：5105、東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役  
常 務 執 行 役 員 久 世 哲 也  
TEL (06) 6441-8802

### 株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 26 年 3 月 28 日開催予定の第 98 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### I. 株式併合

##### 1. 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とするとともに、発行済株式総数の適正化を図ることを目的として、株式併合（2 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

##### 2. 株式併合の内容

- (1) 併合する株式の種類 普通株式
- (2) 併合の方法・比率 平成 26 年 7 月 1 日（火）をもって、平成 26 年 6 月 30 日（月）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 2 株につき 1 株の割合で併合いたします。
- (3) 減少株式数

発行済株式総数(平成 25 年 12 月 31 日現在)	254,358,146 株
併合による減少株式数	127,179,073 株
併合後の発行済株式総数	127,179,073 株

※「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

##### (4) 株式併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数が 2 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たり純資産額は 2 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

なお、本株式併合を踏まえた当社平成 26 年 12 月期の配当予想につきましては、本日付の別途開示資料「株式併合に伴う配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

### 3. 株式併合により減少する株主数

平成 25 年 12 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

#### 【当社の株主構成】

(平成 25 年 12 月 31 日現在)

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	10,892 名 (100.0%)	254,358,146 株 (100.0%)
2 株未満	131 名 ( 1.2%)	131 株 ( 0.0%)
2 株以上	10,761 名 ( 98.8%)	254,358,015 株 (100.0%)

※上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、2 株未満の株式のみご所有の株主様 131 名 (所有株式数の合計 131 株) は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

### 4. 1 株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

### 5. 株式併合の条件

平成 26 年 3 月 28 日開催予定の第 98 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「Ⅲ. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 6. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成 26 年 2 月 17 日
- (2) 定時株主総会決議日 平成 26 年 3 月 28 日
- (3) 株式併合の効力発生日 平成 26 年 7 月 1 日

## Ⅱ. 単元株式数の変更

### 1. 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、現在 1,000 株となっている当社株式の売買単位を 100 株とするため、単元株式数の変更を行うものであります。

### 2. 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### 3. 単元株式数の変更の条件

平成 26 年 3 月 28 日開催予定の第 98 回定時株主総会において、上記「Ⅰ. 株式併合」に関する議案および下記「Ⅲ. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

### 4. 変更日

平成 26 年 7 月 1 日

#### 【ご参考】

上記株式併合および単元株式数の変更に係る効力発生日は平成 26 年 7 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、平成 26 年 6 月 26 日をもって、証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

### Ⅲ. 定款の一部変更

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 上記「Ⅱ. 単元株式数変更」に伴う規定の変更を行うものであります。
- (2) 上記 (1) の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものいたします。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

#### 現行定款抜粋・変更案対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式及び株主 第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。  ＜新設＞	第2章 株式及び株主 第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。  附 則 <u>第8条 (単元株式数) の変更は、平成 26 年 3 月 28 日開催の第 98 回定時株主総会の議案に係る株式併合の効力発生日である平成 26 年 7 月 1 日をもって、効力が発生するものとする。なお、本附則は平成 26 年 7 月 1 日の経過後、これを削除する。</u>

#### 3. 定款変更の条件

平成 26 年 3 月 28 日開催予定の第 98 回定時株主総会において、本定款変更に関する議案および上記「Ⅰ. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 4. 日程

- (1) 取締役会決議日 平成 26 年 2 月 17 日
- (2) 定時株主総会決議日 平成 26 年 3 月 28 日
- (3) 定款変更の効力発生日 平成 26 年 7 月 1 日

以 上

(添付資料)

【ご参考】株式併合および単元株式数変更に関する Q&A

## 【ご参考】

### 株式併合および単元株式数変更に関するQ&A

#### Q 1 株式併合とはどのような意味ですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、2株を1株に併合いたします。

#### Q 2 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所で売買単位となっている株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

#### Q 3 株式併合と単元未満株式数の変更を合わせて実施する理由を教えてください。

全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の売買単位を100株に統一することを目標としております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することで投資家の利便性の向上を図り、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、発行済株式総数の適正化を図るため、株式併合と単元未満株式数の変更を実施することとしました。

#### Q 4 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。

株式併合と単元株式数変更を同時に行った場合に、その効力の発生前後では、次のようになります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000株	3個	1,500株	15個	なし
例②	1,501株	1個	750株	7個	0.5株
例③	177株	なし	88株	なし	0.5株
例④	1株	なし	なし	なし	0.5株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合（上記の例②、③又は④のような場合）は、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式が2株未満の場合（上記の例④のような場合）は、株式併合により、全ての保有が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

なお、このお支払金額（端数処分代金）は、平成26年9月上旬頃にお送りすることを予定しております。

#### Q 5 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値に影響はございません。

株式併合の結果、株主様がお持ちの株式数は、併合前の2分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は2倍となります。また、株価につきましても、理論上は、併合前の2倍となります。

**Q 6 株式併合によって所有株式数が減少すると、受け取れる配当金額も減少しませんか。**

ご所有株式数は2分の1になりますが、1株当たり配当金を2倍とさせていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を別にすれば、お受け取りになられる配当金総額は変わりません。

ただし、株式併合の結果、端数株式が生じる場合は、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、平成26年2月17日公表の「株式併合に伴う配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、平成26年12月期に関する期末配当予想は、従来予想の1株当たり15円から、1株当たり30円に修正しております。

**Q 7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。**

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度や買増制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

例えば、上記Q4の事例では、次のとおりとなります。

	ご所有株式数	買取り	買取後の ご所有株式数	買増し	買増し後の ご所有株式数
例②	1,501株	501株を売却	1,000株	499株	2,000株
例③	177株	177株を売却	なし	823株	1,000株
例④	1株	1株を売却	なし	999株	1,000株

具体的なお手続は、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は、下記の株主名簿管理人\*にお問い合わせください。

**Q 8 株式併合により、単元未満株式が生じますが、併合後も買取りや買増しをしてもらえますか。**

併合後も、単元未満株式の買取りや買増しは可能です。

具体的なお手続は、お取引の証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合には下記の株主名簿管理人\*にお問い合わせください。

**Q 9 株主優待がもらえなくなることはありませんか。**

株式併合の実施により、従来から株主優待をお受け取りいただいている株主様が、株主優待をもらえなくなることはありません。

**Q10 具体的なスケジュールを教えてください。**

次のとおり予定しています。

平成26年3月28日 定時株主総会決議日

平成26年6月25日 現在の単元株式数(1,000株)での売買の最終日

平成26年6月26日 当社株式の売買単位が1,000株から100株に変更されます。  
株価に株式併合の効果が反映されます。

平成26年7月1日 株式併合および単元株式数変更の効力発生日

**Q11 株主自身で、何か必要な手続はありますか。**

株主様にお願いする特段の手続はありません。

以上

※当社の株主名簿管理人  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
(連絡先) 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部  
電話 0120-094-777 (通話料無料)